

国保の「給付」の種類

子どもを出産したとき(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したときに、出産育児一時金として40.4万円(産科医療補償制度※1も利用する場合は42万円)が支給されます。妊娠12週(85日)以降の死産・流産でも支給されます。

さらに、**直接支払制度**を利用すると出産費用を国保が病院などに直接支払いますので自己負担が軽減されます。直接支払制度を利用しない場合は、健康保険課窓口で申請を行うと出産育児一時金の支給が受けられます。また、出産費用が出産育児一時金42万円以下の場合は、差額支給も受けられます。

※1産科医療補償制度とは？

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

- 補償金額 : 3,000万円
- 保険料(掛金) : 一分娩当たり 3万円
- 申請期間 : お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで